

第五十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十一号

昭和四十二年五月十八日(木曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 龜山 孝一君

理事 大石 八治君

理事 奥野 誠亮君

理事 和爾俊二郎君

理事 山口 鶴男君

理事 木野 晴夫君

理事 熊谷 義雄君

理事 坂本三十次君

理事 渡海元三郎君

理事 古屋 亨君

理事 山田 久就君

理事 太田 一夫君

理事 華山 親義君

理事 折小野良一君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

國務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員

自治政務次官 伊東 隆治君

自治省財政局長 細郷 道一君

自治省稅務局長 松島 五郎君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 秋吉 良雄君

専門員 越村安太郎君

五月十八日

委員中馬辰猪君、辻寛一君、登坂重次郎君及び華山親義君辞任につき、その補欠として栗山秀君、熊谷義雄君、坂本三十次君及び柴田健治君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員熊谷義雄君、坂本三十次君、栗山秀君及び柴田健治君辞任につき、その補欠として辻寛一君、登坂重次郎君、中馬辰猪君及び華山親義君が議長の名で委員に選任された。

五月十七日

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二六号)等(予)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

○龜山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる地方税法等の一部を改正する法律案、及び内閣提出にかかる国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。これより質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、これを許します。林百郎君。

○林委員 まず伊東政務次官にお尋ねしますが、あなた、いまだこへ行っておられたんですか。

○伊東政府委員 参議院に行っておりまして。

○林委員 きょう十時半から衆議院の地方行政委員会があるという事は御存じですか。

○伊東政府委員 よく知っていました。

○林委員 ここへ大臣が出られないということはお存じですか。

○伊東政府委員 私は参議院のほうを受け持っておりまして、ここには大臣が出られるかどうかは存じませんでした。

○林委員 それでは、あなたのほうは参議院さえやればいいのですか。

○伊東政府委員 はあ、そうです。(そうですとは何だと呼ぶ者あり)きょうは参議院の受け持ちだったので、参議院だけやればいいということじゃないのですが、参議院の担当だったので。

○林委員 別にあなたにからむわけじゃないけれども、予算関係は原則として衆議院が先議のものなんです。本予算は衆議院が議決すれば、一定の期間がきて参議院が議決しなくても成立するといふのでしよう。そうなら、政府はもう少し地方財政の問題につきましても衆議院の地方行政委員会に敬意を表してもらわなければならぬ。あなたは御承知かどうか知りませんが、衆議院の当委員会、本年になって藤枝自治大臣の所信をゆっくりお聞きする時間もなし質問する時間もないので、いつも局長さんが来て、局長さん相手に技術的なことだけやっていくわけなんです。いろいろな御都合があると思わなければならない。いままでと協力してききましたけれども、しかし協力にも限界がありますよ。少なくとも大臣が参議院へ行っていたら、次官は衆議院の地方行政委員会に定刻にはちゃんと来て待機している、それくらい敬意を表さなかつたら、衆議院の地方行政委員会の権威なんてないじゃないですか。もしこれと真剣に考えてください。どうですか。もしこれから大臣も次官もいなくなったら、私は少なくともこの衆議院の地方行政委員会は開くべきでないと思えますよ。国会議員というものは自治省のお役人さんに話を聞いているのじゃない、政府の施政方針を聞くのです。あなたはどうかお考えになりますか。

○伊東政府委員 これから注意して、もとより衆議院第一にいたします。

○林委員 それでは時間の関係もありますので、まず私は地方税の制度の根本について少し政府の所信をただしたいと思うのです。もちろん国税の制度が民主的だとわれわれは言っているわけじゃないけれども、しかし地方税の制度そのものは非常に非民主的な、これはどうしてもわれわれが見過すことのできないいろいろな問題点がございますので、きょうは時間の許す範囲で、そういう基本的な問題について少し政府の所信を聞きたいと思うのです。それであなたにおいて願ったわけなんです。

まず最初の問題ですけれども、均等割りという制度が御承知のとおりあるわけですね。この均等割り、金持ちでも貧乏人でも一律に一定の負担を持つ、こういう制度であることは間違いない。たとえ何千万の資産を持って、株の配当を受けて、株の配当だけで暮らせるような人も、毎日営々として働いて、生活保護の給付金前後の所得しかない勤労者も、全く同じことだ。たとえば大都市なら七百万から七百万、こういう制度は、負担分任の原則とかなんとかいう言い回しはありますが、はなはだこれは不公正な制度だと思っておりますよ。いま私たちの調査するところによりますと、国税の所得税を納めている人が二千七十五万人、個人の住民税納税者が三千四百四十八万人、約一千万人ぐらいの国税の所得税を納めない人が地方の住民税の納税者である。これは結局均等割りか国税の所得税の失格者にもかけてはいる、こういう問題だと思ふのです。しかもわれわれの間くところによりますと、本年度の財政措置から均等割りを若干上げるという意見すら政府部内にあった。これは上げなければ本年度の一般財政の所要財源に補てんするものが処置できない。

要するに自然増にまかせるといふことでなくて、均等割りを上げて本年度の所要財源の補てんを考へなければならぬか、こういう意見すらあつたといふことを聞いては、どうも、さういふ均等割りをさらに上げるような考へを政府は検討したことがあるのかどうか。さらに均等割りといふこの非民主的な地方税の制度について、政府は根本的にこれを廃止するなりあるいは民主的に改めるなり、そういうことを検討したことがあるかどうか、お尋ねしたいと思つて

○伊東政府委員 均等割りについては、もとよりこれが納税者について一般的にわたりますので、できることならこれを廃止したい気持ちではありますから、その検討はいたしておるのでございませぬ、廃止することは、ただいまのところ税収の關係から考へて、そこまではいっておりませぬ。

○林委員 本年度の所要財源としては、当然地方自治体で歳入するものと、政府の補助金あるいは交付金等で埋めるものとの差額で約千五百億といふものが出てきています。これは何とか一般財源かあるいは何らかの方法でこれを補てんしなければならぬ。ところが本年度の財政措置で約三百八十五億程度は補てんできるけれども、結局七百六十五億といふものが一般財源の不足として計数上出てくる。さらに今年度の公債の償還に千七百三十二億が必要だ、こういうものの財源補てんとして、国税の自然増あるいは地方税自体の自然増で埋めるといふようなことを考へざるを得ない事態にきていますけれども、この本年度の所要財源補てんについて、均等割りをやはり上げざるを得ないのじゃないかといふことをほんとうに検討したことはないのですか。そしてまた近く上げることは絶対にないか、そこではっきり言えるかどうか、局長さんにお聞きしましょう。

○松島政府委員 均等割りの問題につきましても、御指摘のようないろいろな問題がございませぬ。しかしながら現在の住民税は、市町村あるいは地方自治に参画する方々に地域社会の費用を何

がしかは負担をしていただく、そのためには均等割りという制度が必要であるといふ考へ方でできているものと考へておるのでございませぬ。しからば均等割りを今後引き上げる、あるいは現在まで引き上げることを考へたことはなかつたかどうか、あるいは今後引き上げる意思がないかどうかといふお尋ねでございませぬ、御承知のことおり均等割りは、現在の税率が定まりましたのは昭和二十六年でございませぬ。昭和二十六年に、人口五万以下の町村で三百円、五万から五十万で五百円、それから人口五十万以上の市町村で七百元といふふうになりましたのでございませぬ、その後、昭和二十九年に県民税ができましたときに、それぞれ百円ずつを県民税に分けまして現在の税率になつておるのでございませぬ。したがいまして、税率といたしましては、県民税、市町村民税を通じて均等割りの税率は昭和二十六年以来据え置きになつておるのでございませぬ。そこで、税率をどう考へるかといふ問題でございませぬけれども、均等割りの是非の問題はまあ別問題としまして、その間に国民所得の水準もかなり向上してきておりましたことは御承知のとおりでございませぬ。

したがいまして、そういう経済の変化といふものから考へますと、税率は相対的に軽減されてきておるとも考へられ得るわけにございませぬ。そういう点から、今日なお検討する余地があるのではなからいか、かように考へておるのでございませぬ、ただいままでのところ、検討の結果では、本年度は少なくとも引き上げるということは提案をいたしておりませぬが、将来の問題として、絶対に引き上げないかどうかといふことになりませぬ、やはりいま申し上げましたような事情も考へて、慎重に考へるべきものと考へておるのでございませぬ。

○林委員 それじゃ、次官は、むしろ非民主的な制度だからこれを廃止したいと先ほどははっきり言つておられる。局長は、所得が増大しているからいまのままでもいいかどうか、これは考へざるを得ない。しかし、まあ今年度はさしあたり上げるつもり

ではないわけですね。上げるなら法案が出てくるので、法案が出てこない限り上げないことはわかつておられますが、それじゃ、まるで次官と局長の言うことは違つておられるのじゃないですか。それは次官どうなんですか。あなたのほうはむしろ廃止したいと言つておられる。しかし局長のほうは、一般的に国民の所得が増大している今日、やはりこれは若干値上げを、すぐとは言わぬけれども、将来考へざるを得ないと言つておられるのじゃないですか。

○伊東政府委員 均等割りの税収は、大体、いま同いふと百四、五十億の程度でございませぬ、やはりできませんならば、将来はこれを廃止していくのがいい、廃止すべき税種の中に入れていもものだと信じておられます。したがつて、今後税率を上げるかどうかといふようなことは、いまのところ考へておりませぬ。

○林委員 次官、これは若干数字の技術的な問題ですから聞いていただきたいと思います。局長さんに申しますが、これは藤枝大臣も言つておられます。必分の地域的な利益を受けている人が、みずからの利益に依つて若干の財政負担をして、自分の受けている利益を守るような責任を持つのは当然だと、こう言つておられます。これは、まあ大臣は本会議の答弁でしよちゅう言つておられます。そこで、私はあなたにお聞きしたいのですけれども、必分の利益を受けているといふけれども、しかし生活ができるかできないか、ぎりぎりの者が、均等割りだとかあるいは国民健康保険税の均等割りだとか、こういうものを受けて、もう本来自分の収入だけで生活ができるかできないかといふ人、この人がこういう均等割りを受けて、そして国の租税特別措置とか、そういう制度によつて非常に寛大な措置を受けて、あり余る利益を受けているものが、そういう生活ができるかできないか、ぎりぎりの人たちが同じ負担で何が利益を受けるか、たえば、一例を申し上げますと、配当所得に対する租税特別措置の例を

申しますと、夫婦と子供二人の四人世帯で年収二百万の所得がある。これが株の配当で年二百万の所得のある人と、株の配当でなく、働いた給与あるいは事業でこの所得を得ている人との課税の数字をあげてみますと、夫婦、子供二人の四人世帯で年収二百万の所得者が、国のほうの給与所得でいくと年二十三万三千二百七十五円の課税、事業所得でいくと年二十八万六千五百三十円の負担、これはまあ国税のほうです。ところが、これも時価四千万の株を持っていて、利回り五割で年二百万の配当金を受けて遊んでおられる人がいる。これは国税の關係ですけれども、租税特別措置でこの人は国税を納めておらないわけですね。給与所得も事業所得も納めておらない。ところがこの人は今度は地方税の負担になるとどうなるか、時価四千万の株を持って、利回り五分で年二百万の配当所得を得ている人の地方税はどうかといふと、これは国税のほうで税金がかからないで、所得税も事業税もかからぬといふことですね。それですから、本来ならば所得割りで、住民税でいけば十一万五千二百七十六円、事業所得でいくならば十二万七千五百三十円、これがからぬ。ただ均等割りが七百円かかるだけです。こういう計算になるんじゃないですか、どうですか。

○松島政府委員 ただいま御指摘のございました配当所得の問題でございませぬけれども、年配当一銘柄五十万円までの配当につきましては、租税特別措置法ではいわゆる源泉徴収が認められておられるわけにございませぬ。源泉徴収と申しますのは、源泉徴収で一定税率でもって所得税を徴収されるか、あるいは総合課税で累進税率の適用を受けるか、この選択でございませぬ、所得税も源泉分は払つておられるわけにございませぬ。住民税のほうは、これにつきましては源泉徴収の制度をとつておりませぬので、全部申告していただいて、所得税とは別個の計算によつて課税をすることにいたしてございませぬ。

○林委員 それでは、四千万の株を持って、利回



やはり国税よりは少し厳になつておる傾向はありますけれども、お説のとおり少し酷に過ぎる点はないだろうかという点について、少し検討を加える必要があると思います。

○林委員 少しぐらいなら問題ないですよ。たとえば所得税の課税最低額が、国税のほうだと、夫婦子供二人の四大家族で六十三万、これが、住民税だと三十八万円ですよ。これは大ざっぱに言えば半分ですよ。国の税金のほうで減免されている人の半分の所得の人のところへ、地方税だからかかっているというのとはどういふことなんでしょう。国税がかからないという人は、その人の担税能力が、国家の立場から見れば、この人には税金をかけるべきでない——われわれはむしろ標準家族百万円までは国税も地方税も減免しろという主張ですよ。いまの制度でも、少しくらいの違いじゃないじゃないですか。たとえば贈与税、相続税を見ますと、何百万という控除が認められているのに、固定資産税だけは土地が八万、家屋が五万、これは少しくらいの差じゃないですよ。根本的に地方税制のあり方について政府の考え方を直さなければ、地方税だから何やってもいい、これが利益に必ず地方住民の分担の適用の原則なんだということに許される問題じゃないかと思うのです。国で税金をかけないという人の半分以下の所得の人に、地方税だからかかっているという原則が私はどうしてもわからない。これはどうなんでしょう。

○松島政府委員 御指摘の問題につきましても、いろいろな考え方があり得ると思うのでございませぬ。所得税は、よく言われますように、所得再分配の機能を強く持つ税金であるといわれております。所得再分配という観点から見てまいりますと、やはり相当多額の所得を持っておられる方から税金を納めていただいて、国の歳出なり地方の歳出を通じて所得再分配の実現をはかっていく、こういう性格にならうかと思うのでございます。したがって、そういう性格の税金と、一般的に広く納めていただくという税金とは、おのずから課税の最低限というものに違いがあつていいのではない

かと考えるのでございませぬ。現在の所得税を生活費ということだけを基準にしてものを考えるか考えないかという問題もあらうかと思ひます。戦前におきましては、ごくわずかな方しか所得税というのには納めていなかったわけでございます。所得税の本来のあり方がどうあるべきであると考えますならば、おのずから住民税と所得税の課税最低限の差というものも出てくるのではないかと、かように考へるのでございませぬ。そういう意味で、現在の住民税の課税最低限が絶対に正しいということも申し上げておるわけではございませぬが、全く同じでなければならぬというふうには必ずしも考えなくてもいいのではないかと思ふものでございませぬ。

○林委員 時間がありませんので、こまかいことをいろいろ聞いていきたいのですけれども、それじゃ次官と局長にお聞きしますが、基本的には私の考えとしては、国で税金をかけない人は、もうその人は担税能力なしとして、その人にまで税金をかけることは、むしろその人の生活権を脅かすことになるから税金をとらないというのが、不十分ではあつても基本的な施策の方針だと思つては、それが、地方税だから、あなたの言うように、生活ができるかできないかが基本ではなくて、地方に住んでおるから、地方に住んでおる人は地方税を生活の成否とは別に考えるべきだ、そういう考え方が一体どこから出てきて合理化されるのですか。あなたがそういうことを言うならば、もつと担税能力のある大きな資本、そういうものに対して、それでは何で寛大にこんなに地方税は減免の措置をするのですか。その点、私はこれからお聞きしていきたいと思ひます。

今度の改正案を見ましても、たとえば法人の均等割り、出資金一千万以上の会社は、何億であろうと何十億であろうと千円でいいといふのでございませぬ。これはどうしてそういう理念が出てくるのですか。失対にいつておる人も七百円の均等割り、何億という法人も一千万でいい。それがあなたの言う応益分担の原則なんです。それからまだあり

ます。たとえば高層建築の問題についてもそうでしょう。四階以下の高層住宅を建てたものは五年間だけは二分の一の減税をする。しかし、五階以上の建物を建てた人は十年というのでございませぬ。五階以上の高層建築なんかできる人こそ、税金をかけてもいいのじゃないですか。いまの法人の均等割りの特例は五十二条ですね。これは言うまでもない。それから高層住宅に対する特別措置、大きな建物を建てる人ほど減税の措置をよく見てやる。それから地方鉄道だとか、地方軌道経営者に対する固定資産税の特別措置、これも五年間三分の一。いま一番もうけておるのは地方軌道の業者じゃないですか。近鉄だとか、東急だとか、京浜だとか、そういうのに対してはあらゆる減免の措置を講じておる。それから発電、変電の施設等は五年間三分の一、そのあとは三分の二に評価する。はなはだしいのは、仮装整理に基づく過大申告をした場合、その仮装がわかれば過大申告だかだんだん返してあげましょう。至れり尽くせりですよ。あなたはいろいろなことを使つていますけれども、地域住民がそこに住んでおる限りは応分の負担をする——そのように担税能力のある人から、しかも鉄道を敷くとか何とかということになれば、土地は取られます。そこに人が住んでおれば、家屋や土地に固定資産税をかければおられるのに、それを五年間は三分の一にしてやる

とか、あとの五年間は三分の二にするとか、こういう措置がはたして地方税の民主的な負担分担の原則ということにあてはまるものであるかどうか、まず次官にお聞きしたい。

○伊東政府委員 お説もつともではありませんけれども、それぞれの理由は、やはりそれぞれの理由によつてでき上がったものでありますから、行き過ぎた点はないか、やはりこれから検討を加えて是正していきたいと思つております。

○林委員 時間の関係で、もう少し……私のほうとしては、地方税だからといって、こういう不合理が許されるということはどうしてもわからない。むしろ地方税であればあるほど地域

住民の実情に沿つた民主的な税制が確立されていくべきじゃないか、国のほうはわからないです。地方税のほうはより過酷な税金をかけていく、それを負担分担の原則というふうなことは、こまかに考へてみなければならぬ問題じゃないかと思つておるわけですよ。

○松島政府委員 いま資料を調べますので、ちょっとお待ち願ひます。——昭和四十二年から四十八年まで、第三次長期計画が七年間になつておりますので、四十八年までで百十五億四千八百百万円の見込みでございませぬ。

○林委員 そうすると、この改正法律案がないとすれば、私のほうの計算だと約七十億という数字が出ておりますが、百十五億の交付金が、当然下がるものがあるの改正法によつて市町村へは下がるにないようにするんだ、こういうふうに理解していいのですか。局長、どうですか。

○松島政府委員 軽減をいたすわけではございませぬから、そういうことになるわけではございませぬ。ただし、いま申し上げましたのは、現在立てられております計画が計画どおり進行するといつたままの計算でございませぬが、その進捗のいかんによつては、当然のことながら、また変わつてくると思ひます。

○林委員 どうして国有鉄道の線路設備や電路設備に、当然市町村がもたらさなければならないだけ減額して、市町村の財政的な特権をそれだけ制限しなければいけないのですか。むしろそういうものは国と国鉄の間に財政的な弾力性があるのであつて、百何十億といつても、これは地方財政にとつては容易ならぬ金だと思つて、それをどうして、こういう法律までつくつて、当然もたらさざるものをもたらさないようにするのですか。そん

なに自治省はそういう措置をしてやらなければならぬ事情にあるのですか。

○松島政府委員 国鉄の輸送力増強という問題は全国的な問題でもございますし、また、関係市町村にも非常に大きな問題でございます。そういう面から、やはりこの長期計画が財政的にも円滑に進むような措置を講ずることが必要ではないか、かように考えて軽減の措置を講ずることとしたものでございます。

○林委員 局長、これは国鉄の第三次輸送計画なんです。第三次輸送計画というのは主として新幹線です。これは大阪から下関のほうの山陽線を新幹線としてつくり直していくというのが、第三次国鉄輸送計画の根幹なんです。そうすると、この鉄道はほんのどろしかとまらないので、各地方の駅なんかとまらないのですよ、この第三次輸送計画を見ますと、その上、鉄道が通るといふことで各市町村では——もちろん若干それは新幹線以外の措置もありますけれども、地方自治体からいいますと、自分のところの駅にとまらない急行を通す、そのために地域住民の土地と建物に対しては、これは結局し寄せは地方自治体へきて、代替地あるいは行く先を探してやらなければならぬ。その上、縁故債としての鉄道債を持たされる。その上、当然国からもらう交付金を返上しなければならぬ。それはどままでにして、自分のところにとまらぬし、自動車のために、地方自治体が国からもらう交付金までもらわぬ。本来そういう鉄道がそこを通らなければ、そこは地域の住民のうちや固定資産が設けられるところですからね。これは固定資産税が、固定資産税のいい悪いは別として、地方自治体はとれるわけです。それもとれなくなる。結局国鉄の第三次輸送計画の財政的な困難を地方自治体にし寄せさせて、そしてこれを地方自治体の犠牲で援助させる、こういうことにこれはならぬですか、次官と局長と両方からお聞きしたいのですけれども……

○松島政府委員 御指摘の問題は、この第三次長期計画が幹線輸送を中心とするものであって、とまらぬし、線路を開設するために関係市町村が固定資産税相当のものをまけなければならぬというところは適当でないという御意見でございますが、全体の計画のうちで、幹線は大體四割程度と承知いたしております。したがって、全部幹線輸送というわけでもございません。また、こういう幹線が整備されることによりまして、従来使っておりました旧線と申しますか、における輸送も円滑になってくるということになれば、間接的ではございますけれども、関係市町村として得るところが大きいものがあると思っております。そういう点を考えまして、私どもとしては市町村の財政に国鉄の長期計画のし寄せをしようにということではございませんで、やはり国、地方団体を通じてこういう円滑な輸送計画、通勤輸送等も含まれておりますが、そういうものが円滑にいくようにいたしたい、かような配慮からいたしたものでございます。

○林委員 次官に聞きますが、局長が言うことも、国鉄の第三次輸送計画、本法の適用される国鉄の計画というのは四割程度は新幹線に該当するのだというお話ですね。そうすると、かりに局長の言うとおりにしましうか、それにしても、百何十億の半分程度は新幹線の設備に対する交付金を交付しないということになるのです。新幹線なんというものは、あなたも御承知のとおり、東京から出た新幹線が名古屋に行つて、名古屋から京都に行つて、大阪に行くだけでしょう。その途中の市町村なんか、何の益もないのですよ。輸送増強なんて、それは大都市は輸送増強になるかも知れませんが、その沿線の地方自治体としては、いや、代替地も心配してやらなければならぬ、地域の住民の補償も具体的にはしてやらなければならぬ、いや、そこを通過してやるから鉄道債を持つてとかなんとかいわれて、その上、この法律がなければもらえる金が、五、六十億ももらえない。どうしてそういうことまで地方自治体がしなければならぬのか。少なくとも新幹線程度のは国と

国鉄でいいじゃないですか。そんなものまで、当然もらえる交付金を地方自治体が返上してまで新幹線を通さなければいかにねというところがあるのですか。それは財政的な余裕があれば別です。もういま血の出るような地方自治体なんですからね、余裕のないところなんですから。それが国の新幹線とか国鉄とか、何千億というような大きな予算を持っていて、その財源で操作しようとして、百億とか百五十億とか、もう血の出るような地方自治体としてはほしい金をどうして取り上げなければならぬのか。それは絶対額が大きい小さいの問題はあつても、本質からいって、いまこの窮乏している地方自治体にとっては五十億でも百億でも——道路の目的の特別交付金がこしは二十五億でしょう。二十五億だつて恩に着せて、二十五億やるというんです。それが百何十億ということになると、地方財源としては軽視できない問題ですね。それをどうして、地方自治体ももらえる金をもらわぬようにさせるのか。次官、どうお考えになりますか。

○伊東政府委員 百何十億と申しますけれども、七年間で百何十億で、これを七で割りますと大体二十億程度でございます。その程度の協力はいたしたいという気持ちもあつて、国鉄と話し合いをいたしておるわけでございます。

○林委員 それは七年で平均になるかどうかかわからぬでしょう。七年間やるということ、その年の計画が進捗すれば、それは必ずしも一年二十億くらいでとまらないかも知れない。それからもう一つの問題。今度は局長さんでけつこうですけれども、電気ガス税の問題。これも同僚議員も聞いておりますけれども、最も政府から保護されている重化学工業部門、四百八十九条の二十二の二から二十三までですね。こういう産業は何で非課税にするのですか。

○松島政府委員 重要な基幹産業として、基礎的な産業というものをできるだけ振興して、わが国の経済発展をはかつていかなければならない、かような見地から、これらの産業が使います電気が

製品コストの中で特に高い割合を占めているものについては、軽減をすることによって産業の発展をはかりたい、かような考え方でございます。

○林委員 しかもこの条文を見ると、三年間電気ガス税を課することができないなんて、まるでこれはえらいお殿様みたいなもので、手をつけちゃいかぬぞという書き方ですよ。減免してやるのか何とかという書き方ではないですよ。字句にこだわることはありませんけれども……。しかし、ここにあげている産業というのは近代的な重化学工業ですよ。政府も通産行政であらゆる援助をしているし、最も利益があがつている産業じゃないですか。それを、わずか七百円の電気を使う人に電気ガス税を課して、こういう最も近代的な、政府からあらゆる保護を受けている重化学工業部門には電気ガス税を課してはならない。しかもその工業部門にいく電気料は一キロワット・アワーあたり三円幾ら、普通の民間の人が使うのは十二円幾らです。三分の一以下の安い電気を使っている。それまでして、地方財政を犠牲にしてまで見てやらなげや成り立たないのですか。成り立つなら成り立して、利益をあげているなら、その利益から自分の——七百円の電気を使う人からだつてあなた方は電気税をとっているんでしょ。それを課してはならないなんて、まるで手をつけたら承知しないぞという書き方じゃないですか。それがあなたの言う、地域住民が自分の利益を受けているなら、その利益を受けているものはき出せということになりますか。どうでしょう。これが私にはどうしても納得いかないのです。

○松島政府委員 この点につきましては、当委員会においてもいろいろ御議論いたしているところでございますが、一面において、電気ガス税についてはいろいろな議論がございます。原料について課税をすることは、消費税としては適当でないというふうな議論も一部にはございます。また先ほど御指摘になりました、一般の方々の電気につきましても、生活必需品の部面が非常に多い点にかんがみまして、そういう意味では課税してい

くことは適当でないという御議論もございませう。しかし、電気ガス税は広く各市町村に所在する税源でございまして、これは市町村の税金としても非常に重要な地位を占めておりますので、私どもは不合理な点はできるだけ是正をしながらまいらなければならぬと思っております。やはり市町村税としては適当な税金であるというふうな考へておるのであります。ただ、いま御指摘になりましたように、もうかつておられるに課税をしないというのをおかしいという御議論でございませうけれども、税金にはそれぞれ、どの部分をとりまして税金を課するかという問題がございまして、所得、もうけに対しては法人税なりあるいは法人税割りなり、あるいは事業税なりという側面としてとらえて課税することにしておるわけでありまして、問題は、もうかつておられるか、もうかつていないかというだけが税金を課税する場合の判断ではないというふうな考へるわけでございます。

○林委員 もうかつておられるかもうかつていないかというのを、課税の対象として必ずしも考へるべきでないという御意見ですけれども、そこが問題だと思つては、ほんとうに生活が成り立つか成り立たないか、生活保護すすれの、月七百円前後の電気しか使わないという人には税金をかけて、もうかつて負担力がある、それからもうけをはき出すことが社会的正義の理念からいって少しも不自然でない、そういう人からはき出させない。それで局長は、いや、もうけから税金を取るか取らないかは必ずしも課税の原則でないなんて言つたら、あなた全くお金持ちの番頭で、自治省の課税をあげたる局長としては、全く一部の利益を代表して、何千万という地域住民の、生きるかどうかのかつかつかの生活をしておる人たちのことを考へない御意見になるのじゃないですか。

○松島政府委員 私のことばがあるには足りなかつたかもしれませんが、いまお話しは、もうかつておられるかというだけ判断の基準ではないというふうな申し上げたのでございまして、一般の方に対する免税点がいかにあるべきか

という問題は、これは御指摘のような負担能力的な面も考へて、今後改善すべきものは改善をしていかなければならぬと考へるのであります。しかしながら、私は大企業の大番頭でも何でもございませうが、電気ガス税について、産業についてもうかつておられるかもうかつていないかを基準にして課税をしないと思つたのは、もうかつていて課税をしないという意味ではない。それは、もうけに対して課税をする税金というものは別の税金としてありますので、そういう観点の税金についてはもうかつておられるか、もうかつていないかを中心にして課税をする。また電気ガス税のような税金については、別の観点からその取り扱いをきめていく、こういうふうな意味で申し上げたのであります。

○林委員 これは政府の責任ある人ですら、電気ガス税というふうな制度は、これは悪い制度だ、改めなければならぬと言つておられるわけですが、これはどうでしょう。幾度か言うように、ほんとうにそれがなければ生活ができないという人が使つておる電気料に税金をかけて、それによって膨大な利益をあげ、しかも政府からあらゆる援助を受けておる近代的な重化学工業に電気ガス税をかける。しかもその人の使つておる電気料は一般の人の使つておる電気料の四分の一だ。そういう大企業に税金をかけて、そして一般の庶民階級の電気ガス税というものを廃止する、こういうことが正しい行き方じゃないでしょうか。私はそういう立場からあなたに聞いておる。水道問題にしてもそうです。工業用水道にはものすこい援助をしておる。そして一般市民の使う水道料金を上げて、工業用水道はほとんど上げないどころか、これはあらゆる措置をしておる。こういうやり方、少なくともこの地方行政委員会というものは、地方行政にとつて最も理解のある議員がいるんだから、あなたはそう四角ばらないで、あなたの本心か本心でないか知らぬが、もう少し苦衷を吐露すれば、いくらか同情があつたに行くけれども、そ

ういう、もう大蔵省が通産省の代弁者みたいなのが自治省にいて、しかもそれが課税の最も高い地位に在る官僚ということになると、私たちは考へなければならぬ。血も涙もないような答弁だという印象を受けておるわけですが、これはあなたはどういう気持ちで言つておられるか私にはわかりませうけれども、地方税制については根本的に考へ、抵抗すべきときにはできるだけの抵抗をしていくということが少なくともあなたの方にとっては大事な態度じゃないかと思つておるわけですが。

それで次官、私時間がありませんのでここで締めくくりますけれども、結局地方税の中には次の五つの根本的に考へなければならぬ非民主的な制度があると思つておる。第一は、均等割りという非常に非民主的な制度を根本的に改めなければならぬ。第二は、控除額や免税点が国税に比べるはるかに低いということ。生活保護によりて扶助料の水準の辺にまで、均等割りよりもよりでなければ、所得税をかけておるということについては、やはり根本的に改めなければならぬ。それから第三は、地方税制を貫いておる方針として、比例税あるいはほんの軽度の累進税がありませうけれども、これは全く非民主的なものであつて、市町村民税の所得割りと法人事業税を除いて、他の税はほとんど比例税あるいは二段階税率という程度です。これはやはり比例と累進制をもつと地方税に取り入れるべきじゃないか。それから第四は、地方自治体が制限税率の範囲内で税率を変へることができぬ制度がございませうけれども、これがむしろ現状では、財政力の貧困な自治体が地域住民に増税をしいるために使われておる。これは累進的な、あるいはもっと実情に應じた負担能力のある者のほうへ負担をかけたいくというところに利用されなくて、制限税率の範囲内で税率を自由に變更するといふこの制度が、かえつて弱い住民のほうへ負担をかけることに利用されておる。この問題について考へなければならぬ。それから第五の問題は間接税です。これは全く非民主的なもので、さつき言つた年所得五億円の

上原正吉さんも、ほんとうに汗を出して勤勞をしておる方々にも同じ率でかかってくるたばこの消費税だとか、あるいは料理飲食税だとか娯楽施設利用税だとか電気ガス税、こういうものについてはやはり民主的に考へていくべきじゃないかというふうな考へます。したがつて、共産党としては、やはり負担能力のある大きな独占資本には民主的な累進課税をしていく、そして均等割りだとか、あるいは国税ですら負担能力のないという人たちに、地方税なるがゆえに負担をかけるということはやめなければならぬ、こういうふうに思つておる。それが一つ。

それから局長に、御承知のとおり、いま私の申しましたのは法定の地方税の制度ですけれども、これに工場誘致条例だとか、市町村独自の条例で減税、免税になるものを合わせて、総計しますと年にどのくらいのものか工場誘致条例その他で減税、免税されているか。その数字を念のためにお聞きしておきたい。この二つです。

○伊東政府委員 ただいまの御意見、まことに貴重な御意見として承りました。自治省といたしましては、これをひとつ参考といたしまして、これから検討を加えてまいりたいと思つておる。特に均等割りのごときは、人頭税として税の中でも昔からよくない税金として扱われておるものでございませうので、これは第一に検討を加えたいと思つておる次第でございませう。

○松島政府委員 工場誘致条例によつて減税をしておりませうものは、私どもの調べたところでは、三十九年度の資料しかございませうが、二十億円でございませう。

○林委員 私たちの調査ですと、それがおそろく一千億円をこすのじゃないか。最近、四十一年には一千億という数字が出てくるのじゃないかというのですが、もしごく最近のもつと正確な資料があつたら、きょうでなくていいですから資料としてひとつ出してもらいたい。これだけお願ひして私の質問を終わります。

○松島政府委員 一千億というふうな数字にはと



のか、問題があるのでして、佐藤総理は電気ガス税を悪税だとおっしゃったけれども、この事業税そのものも悪税の見本の一つだろうと思うのですよ。二重課税だ、二重課税だと当事者が言ってお

りますことは耳にたこができるほど聞いておる。そこで私は、これをいま即座に廃止しろと申すわけではございませんが、明治十一年にたしか地方税規則でこれが営業税という形式でできまして

た当時は、国税の免税点以下のものを対象としてたしか発足したように思うのです。したがって、どうもこれが悪税であるという事は、生まれたお

い立ちからそうなんです。したがって、所得税の補完税だと言うが、補完税とは何だということ、所得税で拾えないところを、どうも地方税で拾え

というところから見て、所得の少ないところに事業税を課すという歴史的なそもそもの理由とい

うのが、いまだにずっと続いておるわけです。明治十一年からという約九十年、悪税として天下

に悪評さくさくたる税金が今日なお一向に改善されないというの残念だと思つて、われわれ

としては、事業主控除三十万、専従者控除の場合引き上げまして、農業関係、生活協同組合等の税の特例というものは復元をするというふうな思

ひやりのある内容にしたらいかがなものであるかと思つて、この控除引き上げについて、個人事業税の軽減についてはお考えはありますか、

藤枝国務大臣 個人事業税について、本年も、まことに少々ではございますけれども、事業主控除あるいは専従者控除を引き上げたわけでございまして、今後とも方向としてその方向で考えていかなければならないと思つて、ただ、いつかこの席で申し上げたと思つて、個人事業税はいろいろ今後問題もあり、再検討しなければならぬ時期に来ているのではないかと、これは、私も考へております。

太田委員 いま、悪税であるということ声を大にして叫ぶ必要があると思つて、電気ガス税だけを悪税、悪税というだけではいけない。佐藤総理にひとつ事業税も悪税だということはどうか言つてちょうだいと大臣のほうから申し上げていただきたいと思つて、

その次は、娯楽施設利用税に關しまして、ゴルフ場の利用に對する定額ですね。現在六百円でありますが、われわれはせめて千円というぐあいに引き上げたいと思つて、こういうことに今度あまり熱意をお示しにならないか、理由はいかがなものでございませうか。

藤枝国務大臣 私、不敏にしてあまりつまびらかにしてないのでございませうが、ゴルフ場の使用料と申しますか、そういうものの関係ともみ合わせながらこれは考慮しなければならぬものであろうかと存じております。

太田委員 それから、これは藤枝大臣、あなたたいへん関心をお持ちになっております料理飲食税の問題でございませう。これは私、記録をさがしたがわからぬのであります、たしかあなた

は本国会において、仕出しというものに対しては千円までくらいに免税点を引き上げたいと思つて、このことを、私どもの幹部の方にお話しな

うでありますかどうかということ、私どもの考へますのに、そういう飲食店における免税点は、これは千円というの常識だから、千円に引き上げた

らどうか。それから旅館等の宿泊の場合は、免税点は千五百円でも少ないけれども、前々から千五百円、千五百円という声が高いのだから、千

五百円という免税点の引き上げを行なつたらどうだ。旅館等の飲食税の控除は、これはわすか

でありませうけれども、思い切つて千円という数字でよろかろうじやないかと思つて、

きりですが、こういう料飲税等の問題について非常に理解が、こうなるように思つて、大臣は

どうお考えになつていらつしやるか。また、わが党の山本さんと思つて、山本議員に對しまして、

藤枝国務大臣 社会党の幹部の方から——はつきりお名前が出ましたから、山本副委員長からそういう御要望のありましたことは事実でございませう。事務的に十分考慮しますということをお申し上げたわけではございませうが、その際、千円に一律にできるかどうかということについては相当検討しなければならぬという意味のことも申し上げた記憶をいたしております。

太田委員 料理飲食税は、大衆飲食にはもう税金をかけたないといふことはいいですね。食べるものに税金を課さない、通り道に税金を課さない、呼吸する空気に税金を課さない、日光浴する太陽光線に税金を課さない、水道に税金を課さない、

それから電気ガス税に税金を課さないといふところから佐藤総理の悪税論は出ていられるので、それから、食べるものに、大衆飲食に税金を課すといふことは、これはちよつとまずいですが、これは条例でやれるじやありませんか。局長、どうですか。

松島政府委員 仕出しにつきましては、条例で課税することをきめることができるようになっております。したがって、私どもの指導といたしましては、課税をいたします場合の一般の法定の課税、法律上当然課税されるものについての免税点を下回らないようなところで免税点を考へて運用するよう指導いたしておるのでござい

ます。

太田委員 これは松島さん、固くて固くてもう何ともならないから、それでかんべんしますが、そのことばはもう少しから翻訳いたしますれば、条例で千円にするなら千円にできるということですね。違いますか。

松島政府委員 条例上は可能でございませうが、実際の状況を調べてまいりますと、おおむね普通の法定免税点の六百円を基準にいたしておりますが、中にはそれよりも上できているところもござい

ます。

太田委員 これは条例で可能だから、あまり押さないで、千円に免税点を引き上げるといふこと

については、ひとつ条例で運用できますように御配慮をいただければありがたいと思つて、まあそれが妥当でしょう。

次に固定資産税についてお尋ねしますが、この固定資産税の中で一番問題になるのは、これは一本税率でございませうけれども、たとえば非常に高額資産に對しては何かひとつ考えたらどうかかという気がするのでございませう、これは制限税率が二・一%であるとするならば、その二・一%というものを、評価額一千万円なら一千万円以上のものは二・一%を使う、こういうふうなことにしたらどうか、こういうことやら、在来もいわれております農業用の農地、農器具等の固定資産税は評価の三分の二に免除をすべきじやなからうか。あるいはまたスイートホームに固定資産税をかけるといふことも、あまりにも不粹な話でありまして、スイートホーム非課税論、免税論といふのが長く続いておりますね。ですから、居住用の土地といふことになつてきますと、小規模土地すべてといふことになつてきますが、せめて居住用の土地、宅地には十五万円、あるいは居住用の家屋、スイートホームの十万円程度といふところまで当面引き上げるべきじやないか。そのいきな計らいといふものは藤枝大臣としてはいかがですか。

藤枝国務大臣 いずれも非常にけつこうなことなのでございませうけれども、また地方財政の問題もございまして、なかなかそうしたいいきな計らいができませんのは残念でございませう。しかし固定資産税そのものについても検討を要するものはあろうかと存じます。

太田委員 評価額の段階的引き上げといふのが行なわれているわけでありませうから、その引き上げに見合つていわゆる免税点の大幅な引き上げ、しかもそれは居住用の宅地であるとか、あるいは居住の用に供する家屋といふところに重点を置いて、それを大幅に引き上げていく。大幅といふことはなにですが、スイートホームに課税しないといふ原則くらいはすみやかに実現をすべきだと思



上げるという事は、どこに不合理がございませぬか。

○藤枝国務大臣 別に不合理があるとは存じません。ただ御承知のように、現在ではたばこ消費税のほうが国がとる専売益金よりも大きいというような現状もありまして、いろいろ国と地方との税の取り合いということになろうかと思ひます。私どもは、このような税はなるべく地方に移譲してもらふことが妥当であるとは考えております。

○太田委員 勇気を持って、せめていま申しました一四〇、二二〇程度までは思い切って引き上げよう御努力をいただきたいものと思ひます。それから、これは自治省がかつては非常に熱を入れておりました消防施設税、このごろ消防施設の予算等が非常に大幅に要するようになりましたに、消防施設税ということを一言もおっしゃらない、仄聞するところによると、火災保険会社がこわくて、それでどうももの言えないというふうな話もあるのですが、まさかほんとうじゃないでしようね。これは巷間、無責任なスズメどものさえずりだと私は思っておりますけれども、損保料を対象にした消防施設税をせめて三〇、火災保険料収入の三〇程度でいいんですから、市町村の目的税として徴収するということは善政だと思ひますが、いかがですか。それで火事がなくなれば、損保会社は幾らでももうかるじゃありませんか。それとも片方に火事をつくることによって、消防署の存在を意識させ、火事を起こすことによつて、損保会社の存在を何か位置づけていくというふうなあなたたちの陰謀もあるのですか。

○松島政府委員 消防施設税を考へるということ自体について、私も別に消極的であるというわけではございません。ただ消防施設税というのは、必ず保険会社をかけなければ成り立たない税金であるかどうかという点について、そう狭く考へるべきかどうかについてはなお問題があるのかと思ひます。一部の方は、結局消防による利益はすべての家屋所有者に及ぶのであるから、家を持つておる人はみな負担をするような税金として

考へるべきじゃないか、こういうような御意見もございませぬ。また一部には、たゞいま先生がおっしゃいましたように、消防施設が整備されることによつて、火災保険会社が何かの利益を受けるといふ意見もございませぬ。そういういろいろな意見もございませぬ。私どもとしては、消防施設の財源を得るための手段としての消防施設税はどうかという課税方法が一番妥当なものであるかどうかという点について、検討を続けておる段階でございませぬ。

○太田委員 これは、一時はあなたに非常に熱意のあつたときがあるのです。それが熱がなくなつちやうな感じがする。御検討中なら、すみやかにこれはひとつ成案として出していただきたい。これは善政ですよ。フランスでございませぬか、フランスの消防費というのは、これは損保会社が全部負担しておるじゃありませんか。消防学校あるいは消防研究所の費用からポンプの購入費まで、全部負担しておるという前例もあるじゃありませんか。何もそんなことを、日本のもうかつている損保会社を相手にして、あなた方が遠慮する必要はありません。そういうところを遠慮しておいて、電気ガス税を課するとか、料理飲食税の免税点を上げるとかいうときには思い切つた勇氣をふるつて、いまのような税率を下げたり免税点を上げることはあなたたちは抵抗するわけだ。逆だ。勇氣を出すというところは、そういう消防施設税を取るといふときに勇氣を出していただきたいと思ひます。

うか。これは一般的な世論であります。これも思い切つてやつていただきたいし、国民健康保険税などはどうもあまり高くして悪態なんです。所得割りの計算など、旧市町村民税のたゞし書き方式を残してるところがあるようですが、こういうのは特にこの際本文方式に統一したらどうか、こう思ふのです。何でたゞし書き方式などがいまだに存置されておるのを認めておるのでしょうか。いかがなものでしょうか。

○松島政府委員 たゞし書き方式を採用することができるといふことになっておりますので、採用しているところもございませぬ。まあ国民健康保険のあり方そのものについてはいろいろな議論もあるところもございませぬ。御承知のとおり、これは税とはいふものの実態は保険料である、したがつて保険料としては受益負担ということを強く考へるべきであるという意見もございませぬ。そういうふうな点から、結局当該市町村において要する費用をいざばどういふふうな割り付けをするかというふうな形で現在税金が取られておるわけでもございませぬけれども、そういうことから、なるべく広く持つてもらうという意味でたゞし書き方式をとつておることもあるわけもございませぬ。ただ、国民健康保険税そのものの軽減につきましては、私も従来から努力をしてきておるところでございませぬ。明年度においてもさらに軽減額を引き上げていくという方向で努力をいたしておるのでもございませぬ。

○太田委員 国民健康保険税は非常に高いから安くすべきだといふのは、税制調査会の意見であります。それはもうすでに公式に取り上げられ、答申まで出されておることから、まあたゞし書き方式によることのできるというふうな例外規定を生かして、さらに高い税金を取つておるのを見のがしておくことにはない。ここにもあなたたちは善政を施すべきであると思ふ。超過負担があるとか税外負担があるとか、そういうものがどうしても解消されないうちに、大衆負担の軽減というものがどうしても二の次になつてお

る。大衆負担の軽減というものは、極力思い切つた措置をとりまして大幅に軽減をはかり、そして国民世論にこたえて、なるほどいまの戦後二十年の民主政治というのはいりっぱなものだと言われるようにしなければいかぬと思ひます。私どもは、本国会に税法の改正案が出ましたけれども、それは微温的なものであり、一部分的なものであり、その根幹に触れておらない。もつと地方財源の充実の要があるなら、非課税非課税と、大口消費費者あるいは大産業等にはそういう恩典を施しながら、片方住民税の課税最低限の引き上げ等には非常に消極的であるというのには残念なところもございませぬ。ひとつ勇氣を持って国民の期待にこたえていただきたいと思ひますが、大きく地方税制に対する所感を、最後に大臣から承つておきたいと思ひます。

○藤枝国務大臣 現在の税制体系ができて十数年たつております。そしてしかも経済、社会の急激な変化もございまして、これに対応する地方財政のあり方というものを考へますと、地方税についても相当再検討を要すべき段階であると存じます。それらの点を考へながら、今後の税制に処してまいりたいと思ひます。

○太田委員 終わりませぬ。

○細谷委員 一点だけ御質問したいと思ひます。それは第十一次地方制度調査会が近く開かれる予定になつておると思ひます。この第十一次地方制度調査会は昨年十二月、国債発行下における地方財政をどうすべきかという当面の対策よりもつと進み出まして、第十次地方制度調査会が行なつた事務再配分に即応するような税財源の再配分を国と地方との間において行なうと、こういうことになつておるわけでもございませぬ。ところで、国と地方との間の税財源の再配分をすべきだ。端的に申し上げますと、国は大体七割の国民から税金を取つておる。一方、地方は三十七ないし八〇

だ。そしてあと補助金、交付金等で地方にやっ  
て、三割の地方税しかもらっておられないで、地方  
団体は六割二、三分の支出をしておる。ここに今  
日の地方自治の最も根本的な点があるということ  
は、せんだって日本経済新聞に大臣自身が、私の  
意見というところの見出しにびしゃっと書いてお  
るところなんです。そこで私は、この問題につい  
て、この税法を上げる際に、委員会の意向として  
まとめた附帯決議等を出したいということをお  
おったのでありますけれども、なかなか意見が  
まとまらないのであります。言うはやすいのであ  
りますけれども、一体その鈴をつけるのはだれが  
つけるのかということになりますと、自治省自体  
は文字通りの消極的じゃないか、現に第十一次地  
方制度調査会の当面の地方財政対策すらも消化し  
切っておらぬわけですから、これはいづれまた地  
方財政計画なりあるいは交付税審議の際に、詳し  
く大臣の所信を伺いたいと思っておるのでありま  
すが、そこで私は端的にお尋ねしたいことは、新  
聞等にもいろいろ書かれてあります自治省の青写  
真、国と地方の税財源はどうあるべきか、おそら  
くは、ミクロの行き方というのなかなかかむずか  
しいようでありまして、マクロの行き方——マ  
クロの行き方といいますが、かつて三十九年の十  
一月ごろかと思うのでありますが、法人税とたばこ  
消費税等二千八百億円程度を国から地方に移譲す  
ることによって、地方団体の自主財源を大体五  
〇〇程度にしなければ地方自治体としてはやっ  
いけないのだ、それが正常な姿なんだ、こういう  
結論すらも自治省は持っておたことがあるわけ  
です。それをいつの間にか雲散霧消したような感  
があるのです。この辺について、やがて地  
方制度調査会も開かれるわけでありまして、自  
治大臣の所信なり決意のほどをひとつ承っておき  
たいと思っております。

策でなくて、地方へ自主財源を渡すという方向で  
あるべきだと考えております。だが鈴をつける  
かという仰せでございまして、地方制度調査会等  
に御審議をいたさなければ、われわれの意見を申し述べま  
して御審議をいただきたいと存じております。私の  
記憶に誤りなければ、税制調査会には、申し上げ  
たことのあるように記憶をいたしておるのでござ  
いまして、十一回調査会に申しましたも、いづれ  
われわれの意見を申し上げ、そうして御審議を  
いただきたいと考える次第でございまして。  
●細谷委員 鈴をつけるのは制度調査会じゃない  
と思うんです。税制調査会でもない。自治大  
臣、あなたがやらなければいかぬわけですよ。自  
分の意見を持つていてということでありまして、  
お聞きして、それをネタにどうのこうのという意  
図はないのですよ。お互いに地方自治をどう堅実  
に伸ばしていくかという観点に立って議論をして  
いるのであって、意見の具体的な点については  
違があると思っておりますが、大臣のおつ  
しゃった基本的姿勢、私も同感なんだ。そこで、  
私も意見を持つておるがということでありまして  
ら、鈴をつけるのがあなたの役割でありまして  
ら、その意見が相当重要な役割を演ずると思  
う。ですから、その意見の基本的な点をひとつ、  
一、二でもいいですから、ここで言っていただ  
き。

●藤枝国務大臣 地方制度調査会などに自治省の  
考え方を申し上げて、そして御審議をいただいた  
か、きつかけをつくるつもりでそういうことを  
お答えしたわけでございます。基本的には、先ほ  
ども申し上げましたように、国の補助金制度とい  
うものをもっと整理してもらおう、その分は地方に  
自主財源として与えるということが方向だと考え  
ております。

●細谷委員 補助金政策というのがある意味では  
地方自治をそこなっております。今日においては補助  
金をもらうことが地方財政を破綻させる、地方財  
政にとつては毒だ、こう言っても差しつかえない  
ような状態になっておるわけですから、当然  
国税を地方に移管するわけでありまして、それ  
が地方の自主財源になるわけでありまして、補  
助金政策というものは根本的に改める、いわゆる  
補助金を減らしても国の税財源をやる、そうして  
地方団体の自主財源にするということでありま  
すから、その自主財源というのはいかぬわけ  
に、大体いま五〇〇〇億ぐらいなければい  
かぬというふうには自治省は言っておるのでありま  
すが、その考えは変わっておらないのでありま  
すか、いかがですか。

度は不公平じゃなからうか。法人の均等割りから  
いって、一千万円以上が今度は千円ということ  
になりました。それ以上は、出資金が幾らでも千  
円。こういう質問に対して、次官のほうは、やは  
りこの均等割りという現行の制度については、將  
来これは廃止するという方向へ検討を進めていき  
たい、こう言っているわけですよ。ところが局長  
は、いや最近所得もだんだんふえてきたので、む  
しろ均等割りを存続するのみか、均等割りを若干  
増額するという方向を旨として考慮してもいい  
じゃないか、しかし取りあえず四十二年度、本年  
度とか、早急にやるということはないけれども、  
そういうことも考えるべきではないかということ  
で、非常に食い違っているように私は受けとめま  
した。同僚の委員諸君も、食い違っているじゃな  
いかということ、答弁が問題になったわけ  
です。大臣はこれを、どう考えても非民主的な均等  
割りの制度をこのまま存続する考えがあるのかど  
うなのか。ましてや局長の言うように、これを上  
げるというふうなことを大臣も考えているのかい  
ないのか、そういうことを考えていないならいな  
いということをはっきりここで答弁してもらい  
たい。

●藤枝国務大臣 やはり地域社会の需要というも  
のは、その地域住民が分に応じて負担するとい  
うたてまえたこと存じます。したがって、高額所得  
者と低額所得者との間には一定の所得割りによ  
ってこれが比例できるわけでございます。均等割  
りについては、やはりそういう意味では存続すべ  
きものであると私は考えます。しかし、物価その  
他の情勢から考えれば、現在の均等割りの額とい  
うものは相当低いわけでございますが、しかし一  
般の負担の問題もございまして、できるだけ二  
割は低いほうがいいわけですから、物価上昇その  
他を考慮すればもっと上げていいところを上げな  
いというのが私の考え方でございまして。

●林委員 その上げないというのは、ずっと上げ  
ないということですか。先ほど局長の考えで  
はことし——これは私のほうの調査によると、現

私の質問は、実は均等割りの制度ですね、これ  
は言うまでもなく、個人の均等割りの場合は、年  
所得五億円というふうな、たとえば上原正吉さん  
みたいな人も、あるいは下へ行つて、失対にい  
ているような人も、大都市の場合は七億円。これ  
は税制の民主化の基本的な原則からいっても正し  
くないんじゃないか。それについて、大臣はよく、  
それは地域住民の利益に応じて、地域の利益を守  
るためには応分の税負担をするのが当然ではな  
かろうかということ、本会議でもよく言われま  
す。しかし、それにしても、そういう高額所得者  
は他の面でもいろいろ利益を受けている。だから、  
利益を受けているということ、税負担を公平にす  
るといふなら、この人はもっと出して、他の面  
でいろいろ恩恵を受けているわけですね。たとえ  
ば租税特別措置法とか配当所得などで受けており  
ます。これはどうしてもいまの均等割りという制



お考えを伺いたいでございます。なおまた、それにしても現在の課税最低限は、先ほどちょっと触れましたように生活保護基準すれすれでございます。生活保護を受ける、したがって住民税が課されない、しからずんば所得割りが課されていく、若干私たちには納得しにくい面があるわけでございます。当委員会では野党いろいろ話し合いをしてまいりますと、少なくとも各種控除については一万円以上引き上げるべきだという強い意見が出ておるわけでございます。

そこで伺いたいでありますが、給与所得者で夫婦子三人の場合の現行の課税最低限を、かりに各種控除を一万円引き上げた場合の課税最低限はどれくらいになるかということについてのお示しを願いたいわけでございます。

なお、先ほど申し上げました均等割りが昭和二十五年に定められましたから、減額されたけれども引き上げられていないわけでありませぬ。その間、国民一人当たりの所得が昭和二十五年と今日とでどういふ変化が生じてきているか。逆にまた、そういう変化が生じてきているにもかかわらず、均等割りを引き上げていないのだ、だから、課税最低限も思い切つてよう引き上げられなかつたということではなからうかと思つてございませぬが、こういう数字的な關係を伺つておきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 均等割りを二十五年以来引き上げたが引き上げない。これは先ほど林さんにお答えしましたように、地域住民としてはやはり地域の費用を何らかの形で、わずかであつても負担をするということによつて、地方自治体と地方住民とのつながりを持つ、連帯性を持つという意味があらうと思ひます。したがひまして、この額は引き上げなかつたわけでございます。それが所得のある人につきまして、その低いほうについてはやや所得を加味した均等割りのな役目をいたしておるであらうことは御指摘のとおりだと思ひます。したがひまして、場合によつては、もう少し低いほうの税率は下げてもいいではないかという

ような御議論もあらうかと思ひます。これらについてはなお検討したいと思ひます。

それから、各種控除を一万円ずつ引き上げますと、現在の四十三万円が、初年度において約五十三万円、平年度約五十四万円となります。またそれによる減収額は約三百十億円でございませぬが、これは四十二年ベースの計算でございませぬから、四十三年ベースになればややこれを上回るものと考えませぬ。

○松島政府委員 二十五年と四十年との間におきます分配国民所得の推移は、二十五年を一〇〇としたしまして四十年が七四一でございませぬので、七倍半強でございませぬ。

○奥野委員 私たちは各種控除を最低一万円引き上げてもらいたい、こういう希望を持つておるわけでございます。いま伺ひますと、課税最低限の引き上げが十万円ないし十一万円、かなり大幅な数字になるようございませぬが、これを最低として、住民税課税最低限の引き上げに四十三年度はぜひ取組んでいただきたいと思ひます。一つの優先的な目標を先に掲げていただくということがこういう問題の前進に対して必要なことではなからうか、かように考えるわけございませぬ、それについての決意を伺つておきたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 御指摘の点につきましては、私もぜひそういうことが実現いたしますように努力をいたしたいと思ひます。

○奥野委員 次に道路の問題でございませぬが、市町村の施設整備について最も緊急な課題の一つはやはり道路問題だ、かように考えるわけございませぬ。またこういうこともあつて、わずか二十五億円でございませぬが、暫定措置案も提案されてまゐつておるわけございませぬ。現在、道路交通取締法違反の罪について反則金制度を設けて、これを財源として府県や市町村に道路交通安全対策を講じさせようということが与野党を通じて推進されてまゐつておるわけございませぬ。私たちはし

かし、これだけで市町村の道路問題が片づいたとは思ひませぬ、四十三年度以降

につきましてはぜひ市町村の道路整備について必要な財源措置を積極的に講じていかなければならぬ、かような考え方を持つておるわけございませぬが、これについての大見をお伺ひしておきたい。

○藤枝國務大臣 道路整備が国道から地方道へ、ことに住民の生活道路ともいふべき市町村道に整備が移行しておる現状にかんがみまして、特に市町村の道路財源というものは考えなければならぬと思ひます。今回の六兆六千億の道路五カ年計画におきまして、一兆一千億の地方単独事業が含まれておることは御承知のとおりでございませぬ。したがひまして私としては、この新道路五カ年計画の策定にあたりまして、地方の道路財源の確保につとめなければならぬと存じておられます。また先ほど来お話のありました中央と地方とを通ずる税源の再配分につきましても、こうした道路財源などにつきましても特に意を用いて考えていかなければならぬと存じておられます。

○奥野委員 最後に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律について一言だけお尋ねしておきたいと思ひます。

この法律が制定されました当時から当委員会の附帯決議になつておつた水道用地に対する交付金問題が、今回の政府案によつて解決を見ることになつたことは好ましいことだと思つてございませぬ。しかしながら、なお前進的にそういうように対象を拡大していかなければならぬ問題が山林その他についてあるわけございませぬので、今後とも前向きにこの問題と取組んでいただきたいと思ひます。同時に物価問題の大切なきとありませぬだけに、合理化によつてこの負担を吸収しても

らいたいのもの、一挙に吸収することが困難だといふ地方団体も相当あらうかと思ひますので、そういうものについては一般会計で援助する。その一般会計分については国のほうでめんどうをみるという仕組みが、当然考えられておると思つてございませぬ、この点についてのお考えを

伺つてみたいと思ひます。

○藤枝國務大臣 今回、水道施設についての市町村交付金を設けたわけでございますが、それによる通常の水道会計については、さほどの影響があるとは思ひませぬ。しかし、一部の水道会計においては、相当の負担をしなければならぬものもございませぬ。これらについては特別の処置を講じてまいりたいと思ひます。

○龜山委員長 他に質疑はございませぬか。――なければ、両案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○龜山委員長 これより両案の討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに両案の採決を行ないます。

まず、内閣提出にかかる国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出にかかる地方税法等の一部を改正する法律案の採決を行ないます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○龜山委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○龜山委員長 この際、奥野誠亮君、細谷治嘉君、門司亮君及び小濱新次君外一名から、四派共同をもつて、ただいま可決いたしました地方税法等の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されておられます。

これより本動議を議題とし、その趣旨説明を求めます。塩川正十郎君。

○塩川委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党並びに公明党の四党を代表いたしまし

で、地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨説明を行ないたいと思ひます。

附帯決議の案文は、お手元に配付されておりますので、朗読は省略させていただくこととし、提案の趣旨を御説明申し上げます。

第一は、住民税の課税最低限の引き上げについてであります。

最近、数次の改正により、地方税負担の軽減がはかられてきましたが、地方財政の制約もあって、国税に比しその軽減割合は少なく、地方住民の負担軽減に対する要請はきわめて強いのであります。特に低所得者につきましては、所得税に比し、地方税の負担が重いという不満が高くなっている現状にあります。これが解決策の一環として、所得税の課税最低限の引き上げの動向をも勘案して、住民税の課税最低限の大幅な引き上げをはかることとし、当面、昭和四十三年度においては、基礎控除、配偶者控除等の各種控除について、それぞれ一万円程度の引き上げを行なうことを目途として、住民負担の軽減をはかるべきであると思つてあります。

第二は、地方道路財源の充実であります。地方団体における道路に関する財政需要が、年々増大の傾向にあることは御承知のとおりであります。さらに加えて、数次にわたる道路整備計画の改定に伴い、道路整備の重点が国道から地方道に移行する傾向にあり、地方道、特に市町村道の整備のための財源の充実をはかる必要に迫られているのであります。本年度は、さしあたり二十五億円の財源措置が行なわれておりますが、新道路整備五年計画との関係においても、国から市町村に道路目的財源を移譲することによって、市町村の道路財源の充実をはかるべきであると思つてあります。

以上が提案の趣旨でございます。何とぞ皆さまの御賛同をお願い申し上げます。

〔参照〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、住民負担の軽減と地方財源の充実を図るため、左の措置を講ずべきである。

一、住民税の課税最低限については、大巾な引上げを行なうものとし、さしあたり昭和四十三年度においては各種控除についておおむね一万円の引上げを行なうことを目途とする。

二、地方道路財源特に市町村の道路財源の充実を図るため必要な財源措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

○亀山委員長

本動議を採決いたします。

〔賛成者起立〕

○亀山委員長 起立多数。よつて、奥野誠亮君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、藤枝自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○藤枝國務大臣 ただいま御決議になりました事項は、いずれも重要な問題でございますので、御趣旨を尊重いたしまして、引き続き検討を加え、善処をいたしたいと存じます。

○亀山委員長 おはかりいたします。ただいま議決されました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○亀山委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○亀山委員長 次会は明十九日、午前十時より理事會、午前十時三十分より委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。  
午後一時五十六分散会